

生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針

オープンサイエンス等の世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が進展する中、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において、公的資金により得られる研究データの管理・利活用の推進について示され、それを具体化するために「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議）が決定された。

「生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針」（以下「本基本方針」という）は、これらに即し、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が所管する公募型の研究資金（「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について」において、システムの対象と規定される公募型の研究資金）による事業（以下「資金事業」という。）において、研究開発の過程で生み出されるデータの管理・利活用に関する基本的な方針を取りまとめたものである。

なお、本基本方針に記載のない事項で各資金事業において必要とすることについては、各資金事業のデータマネジメントに係る方針等で定めるほか、必要に応じて各研究開発に参加する者の合意に基づき定めるものとする。

1. 本基本方針で用いる用語の定義

（1）研究データ

生研支援センターの資金事業における研究開発（以下「研究開発」という。）の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものをいう。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれらを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等が含まれる。

（2）管理対象データ

研究データのうち、研究開発活動の実績を示すエビデンスとなるものであって、管理・利活用の対象となるものをいい、所属機関のデータポリシーや資金配分機関の基準等に基づき、研究者がその範囲を定める。

(3) メタデータ

管理対象データそのものではなく、管理対象データの名称、説明、管理者及びその連絡先、所在場所、保存・公開・共有の方針など、管理対象データの概要を簡便に知ることのできる情報から構成されるデータをいう。

(4) データマネジメントプラン (DMP)

研究開発の過程において、どのような種類のデータを、誰がどのように取得又は収集し、どのように管理・利活用するかなどについて整理した研究データの管理計画書で、研究者や研究プロジェクトをマネジメントする者が作成

(5) リポジトリ

電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究開発を行う機関を管理するものは機関リポジトリ、学会や特定分野の研究機関等が管理するものは分野別リポジトリ、分野・機関に限定されずデータ全般を対象とするものは汎用リポジトリ。

(6) 研究データの公開と共有

「研究データの公開」とは、任意の者に利用可能な状態で研究データを供することをいう。また、「研究データの共有」とは、アクセス権を付与された限定された者に利用可能な状態で研究データを供することをいう。

2. 研究データの公開・共有の考え方

公的資金による研究データについては、単純に、公開や共有を是とするのではなく、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、合理的な理由により公開及び共有の範囲を研究者が設定し、管理・利活用を行う必要がある。

具体的には、公的資金による論文のエビデンスとしての研究データは原則公開とし、その他研究開発の成果としての研究データについても可能な範囲で公開することが望ましいが、その際、研究分野等の特性や、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等のデータを管理する組織の特性に配慮して、「公開」、「共有」又は「非共有・非公開」の判断が行われる必要がある。また、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる。さらに、産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、研究データを即時に公開することが適切で無い場合もありうること

から、公開による活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバargo（時限付き非公開）期間を設定することも想定される。

また、研究データの管理・利活用にあたっては、関係諸法令に従うとともに、データの取り扱いに関する各国の国内法及び EU 規則並びにデータ管理の原則である FAIR 原則等の国際的な規則や慣行等との整合性に十分留意する必要がある、例えば、研究データの公開・共有を行う際には、これら諸法令等が遵守されている機関リポジトリ、分野別リポジトリ、汎用リポジトリ等を利用するなど適切な対応が求められる。

3. 生研支援センターと委託先が約する事項

(1) DMPの作成・提出

委託先は、原則として研究開始前に、管理対象データ（データの公開・共有を行わないものを含むすべて）に係るDMP（記載事項は4（1）で規定）を別紙様式1に取りまとめ、生研支援センターへ提出する。

(2) DMPの更新

委託先は、研究開発の進捗に応じて管理対象データの範囲を適時適切に見直し、DMPを追加または修正し、その都度、生研支援センターへ提出する。

(3) メタデータの提出

委託先は、管理対象データを取得又は収集したときは、メタデータ（記載事項は4（2）で規定。）を別紙様式2に取りまとめ、生研支援センターへ提出する。

(4) 管理対象データの保存、共有及び公表

委託先は、管理対象データについて、メタデータを付与した上で、各研究者の所属機関のデータポリシー（研究データのマネジメントに関するガバナンスのあり方について所属機関が定めたもの）等に沿って、各研究者の所属機関が管理する機関レポジトリ等で適切に保存する。

また、委託先は、管理対象データについて、DMPに従って共有及び公表等を行う。

4. データマネジメントプラン及びメタデータの項目

(1) データマネジメントプランに記載する事項は以下のとおり。

なお、資金事業によっては、これ以外の事項の記載を求めることがある。

記載項目		記載事項等
①	データNo.	生研支援センターが付与するため提出時は空欄
②	データの名称	学会資料、報告資料、測定結果などでなく、データ内容が分かる名称を記載
③	データの説明	端的かつ中身のわかる内容を記載
④	概算データ量	1 GB 未満 / 1 GB～10GB / 10GB～100GB / 100GB 以上から選択
⑤	データの利活用・提供方針	無償／有償、ライセンス情報、その他条件(引用の仕方等)等を記載
	アクセス権	公開／共有／非共有・非公開／公開期間猶予から選択
	公開予定日	公開期間猶予を選択した場合に記載
	円滑な提供に向けた取組	非共有・非公開以外を選択した場合に記載
	秘匿期間、秘匿理由	非共有・非公開を選択した場合に記載
⑥	リポジトリ情報	プロジェクト期間中、終了後のリポジトリ情報を記載
	リポジトリ URL	あれば URL を記載
⑦	データ作成者	データを生み出す研究者の氏名を記載
⑧	データ管理機関	データを管理する研究開発を行う機関の e-Rad に登録された法人名を記載
⑨	データの分類	「管理対象データ」と記載。ただし、各資金事業において別に定めがある場合は、それに基づき記載
⑩	データの想定利活用用途	(例) ○○プロジェクトと共有することで、◇◇開発に貢献する。
⑪	データの取得又は収集方法	(例) シミュレーションにより自ら測定
⑫	加工方針	非共有・非公開以外を選択した場合に記載 公開時のファイル形式等
⑬	その他	サンプルデータ等

- (2) 管理対象データに付与するメタデータに記載する事項は以下のとおり。
 なお、資金事業によってはこれ以外の事項の記載を求めることがある。

記載項目		記載事項等
①	資金配分機関情報	「BRAIN」と記載
②	e-Rad の課題番号	e-Rad に登録した課題番号を記載
③	プロジェクト名	研究課題名を記載
④	データNo.	生研支援センターが付与した番号を記載
⑤	データの名称	学会資料、報告資料、測定結果などでなく、データ内容が分かる名称を記載
⑥	掲載日、掲載更新日	メタデータの掲載日・掲載更新日を記載
⑦	データの説明	端的かつ中身のわかる内容を記載
⑧	データの分野	e-Rad の研究分野（主分野）を記載
⑨	データ種別	「データセット」を基本とするが、データの特 性に応じて他の種別の記載も可
⑩	概略データ量	1 GB 未満 / 1 GB～10GB / 10GB～100GB / 100GB 以上から選択（任意）
⑪	データの利活用・提供方針	無償 / 有償、ライセンス情報、その他条件（引 用の仕方等）等を記載
	アクセス権	公開 / 共有 / 非共有・非公開 / 公開期間猶予か ら選択
	公開予定日	公開期間猶予を選択した場合に記載
⑫	リポジトリ情報	プロジェクト期間中や終了後のリポジトリ情 報を記載
	リポジトリ URL	URL を記載（任意）
⑬	データ作成者	データを生み出した研究者の氏名を記載（任 意）
	e-Rad 研究者番号	データ作成者の e-Rad 研究者番号（任意）
⑭	データ管理機関	データを管理する研究開発を行う機関の e-Rad に登録された法人名を記載
	データ管理者	データ管理機関の担当者の名前（任意）
	データ管理者の e-Rad 研 究者番号	管理者の e-Rad の研究者番号を記載ただし、な い場合は記入不要、ある場合は必須
	連絡先	データ管理者の所属機関の住所や電話番号、メ ールアドレス等を記載
⑮	備考	

5. プロジェクト参加者間の合意書等で定める事項

(1) データマネジメントの体制整備

研究開発を代表する者は、本基本指針に従い、プロジェクトにおける管理対象データのマネジメントを適切に行うため、データマネジメント機能を担う合議体を設置する等の体制整備を行う。なお、体制整備にあたっては、当該プロジェクトに係る既設の合議体にデータマネジメント機能を付与することを妨げない。

上記の合議体は、管理・利活用する研究データの範囲の特定、管理対象データの公開・共有等の方針決定、データの利用許諾条件の調整等を行う。

(2) 管理対象データの第三者への開示の事前承認

管理対象データは、5（1）の合議体等の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、5（1）の合議体の承認が得られた管理対象データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

(3) 管理対象データの利用許諾

管理対象データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。利用許諾する管理対象データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、プロジェクトの成果の実用化・事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、5（1）の合議体等で調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) プロジェクト実施期間中の研究開発又はプロジェクトの成果の事業化のための管理対象データの利用許諾

プロジェクト参加者は、プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、又は本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で管理対象データの利用許諾を行うことを原則とする。（管理対象データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）

ただし、当該研究データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究データ）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

利用許諾する管理対象データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、プロジェクトの成果の実用化・事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、5（1）の合議体等で調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

6. プロジェクトの評価への反映

生研支援センターは、各プロジェクトの研究課題について行う、事前、中間又は終了時の評価等の際に、従来からの評価の視点に加え、プロジェクト参加者による研究データの管理・利活用に関する取組状況について考慮するものとする。

7. 研究データの管理・利活用に関する取組状況の e-Rad への登録

生研支援センターは、委託先から提出されたデータマネジメントプランやメタデータを基に、管理対象データの公開件数、共有件数、非共有・非公開件数、期限付き公開予定件数を e-Rad に登録するものとする。

※e-Rad の改修状況に応じて対応。

8. 附則

この基本方針は、令和5年1月1日以降に公募を開始する資金事業について適用する。

— 以 上 —